

郡役所とは？

現在、愛荘町愛知川 32 番地 2 に「ゆめまちテラスえち」の名称にて、近江上布の歴史と体験、さらに近江上布の販売をされている建物があります。

これは大正 11 年 (1922) から大正 15 年まで郡役所として使われていた建物であり、2016 年には、愛荘町文化財に指定されています。

上記の通り 4 年間程のみ郡役所として使用されていましたが、1926 年 7 月に郡役所の廃止に伴い、愛知郡教育会へ移管されました。その後、様々な団体が活用され、最終的には愛荘町の所有となり、保存活用される経緯となった建物です。

また、郡役所史料として現存するのは珍しく、貴重なものとなっています。さらに、旧愛知郡役所文書の中には、現在の愛知高等学校の前身である女学校時代の史料も残されており、刺繍科が設置されていた高校でもあります。



▲旧愛知郡役所

愛知郡役所所蔵文書

愛荘町に移管されるに伴い、郡役所が所有していた史料群もまた愛荘町に移管され、当博物館の所蔵史料として保管されています。

名称は旧愛知郡役所所蔵文書ですが、史料は旧愛知郡役所の時代の史料から、様々な団体の史料も混在して保管されており、近代期の愛知郡の様相から昭和中ごろまでの愛荘地域を知ることができる史料群となっています。

最後に

愛知郡役所所蔵文書は、愛知川町史の時代に一度調査が行われています。今後、再度調査をしていく中で、愛知郡に係わる新たな発見等がありましたら展覧会などの形で、皆様にお知らせします。

愛荘町立歴史文化博物館 学芸員
新木 慧一

広報あいしょう 2023年9月号に掲載しました次の記事におきまして、誤りがありました。

- 15ページ 壺中雑記(26) (正)資本金50万円(現在の換算で約9億1,600万円)
(誤)資本金50万円(現在の換算で約100万円)

住民の皆様ならびに関係各位にご迷惑をお掛けしましたこととお詫びするとともに、ここに訂正させていただきます。なお、明治27年のお金の価値を現在の価値へ換算するため、日本銀行のホームページ(URL:https://www.boj.or.jp/)を参照しました。

歴史文化博物館 学芸員 竹村吉史

人推協だより ほっと・あい 第211号

愛荘町人権教育推進協議会

☎(事務局)教育委員会生涯学習課内(秦荘庁舎)
☎0749-37-8055 FAX0749-37-4192

12月4日～12月10日まで 第75回人権週間!

人権週間は、家庭や、職場、学校などで、家族や友達みんなと人権を考える一週間です。
毎日の生活の中で、人権に関する問題、その他でお困りのときは、お近くの人権擁護委員・法務局・市町役場の人権相談所に御相談ください。相談は無料で、秘密は厳守されます。

(人権相談の具体例)

- ・離婚や扶養、相続など、家庭内での問題が起こった。
- ・外国人という理由でアパート等の入居を拒否された。
- ・不当な仲間はずれや差別的扱いを受けた。
- ・体罰やいじめを受けた。
- ・部落差別を受けた。
- ・子ども、高齢者が虐待を受けている。

など

(相談窓口)

- | | |
|--------------|---------------|
| 全国共通人権相談ダイヤル | ☎0570-003-110 |
| 子どもの人権110番 | ☎0120-007-110 |
| 女性の人権ホットライン | ☎0570-070-810 |
| 大津地方法務局人権擁護課 | ☎077-552-4673 |
| 大津地方法務局彦根支局 | ☎0749-22-0242 |
| 大津地方法務局長浜支局 | ☎0749-62-0565 |
| 愛荘町役場人権政策課 | ☎0749-42-7696 |

—法務局の通知より—

2023年人権週間協賛 人権尊重と部落解放をめざす県民のつどい

部落問題をはじめとする人権問題の早期解決に向けて、より多くの人々の参加により、人権意識の高揚を図り、人権問題への理解・関心を深めるために、毎年12月の人権週間にあわせて「人権尊重と部落解放をめざす県民のつどい」が開催されます。今年も、12月3日(日)に開催され、米良 美一さんを講師に迎え講演いただきます。その他にも人権啓発パネル展示、物産展等もあり人権について考えていただけるイベントとなっております。入場無料は無料ですので、ぜひご参加ください。

日時 2023年12月3日(日) 10時から15時
場所 滋賀県立文化産業交流会館(米原市)

【米良 美一 (めらよしかず) さん】

映画「もののけ姫」の主題歌を歌い一世を風靡した歌手。これまでの波乱万丈の人生から得た経験をもとに、生きながら生まれ変わる喜びを伝える。

世界人権宣言について

20世紀には、世界を巻き込んだ大戦が二度も起こり、特に第二次世界大戦中においては、特定の人種の迫害、大量虐殺など、人権侵害、人権抑圧が横行しました。このような経験から、人権問題は国際社会全体にかかわる問題であり、人権の保障が世界平和の基礎であるという考え方が主流になってきました。

そこで、1948年12月10日、国連第3回総会(パリ)において、「すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準」として、「世界人権宣言」が採択されました。

世界人権宣言は、基本的人権尊重の原則を定めたものであり、初めて人権の保障を国際的にうたった画期的なものです。